

デジタル原則を踏まえた情報処理の促進に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について

令和 6 年 5 月
経済産業省 商務情報政策局総務課

デジタル原則を踏まえた当省所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、情報処理の促進に関する法律第 55 条第 3 項の「往訪閲覧」の項目の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

（１）「往訪閲覧」について

別紙に掲げる原簿の備付け閲覧について、閲覧の申出及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する。

別紙

7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表
(情報処理の促進に関する法律関係抜粋)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表 1	312	情報処理の促進に関する法律	経済産業省	第55条第3項	原簿の備付け閲覧	往訪問覧	1-①	3-3	要	令和 5 年度 10月～3 月	閲覧縦覧一 共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正